		T
議	長	
时又	TK.	
ポ ム ⇒ オ ピロ		
確認印		

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会会議録

1	開 会	令和 2 年 2 月 21 日 15:30	
	閉 会	令和 2 年 2 月 21 日 16:43	
2	場所	委員会室	
3	出席委員	全委員	
4	欠席委員	なし	
5	出席要求者	なし	
6	職務出席者	議長、議会事務局長、書記	
7	付議事件	第 1 財務規則と指名競争入札実施要綱等、契約権者の権限及び	
		法的根拠の明示について	
		その他	

8 議事の経過

小峰由久副委員長が開会

割貝寿一委員長あいさつ

委員長が進行

委員長:日程第1 報告書案について協議に入る。

藤田委員:報告書の決定は、全員納得いく形にするのか、多数決により決するのか。

委員長:証人尋問の内容を忠実に記録したもので、委員長が内容を決めたわけではない。時間の関係上3月定例会に報告するためにも多数決により決めたい。配布した案について事務局より朗読させる。

(事務局長が資料を朗読する)

委員長:内容について何か質疑や疑義はあるか。

小林委員:コンプライアンス遵守ではなく、法令遵守という文言へ変更した方がよい のではないか。

委員長:そのように訂正したい。

吉田(広)委員:15ページの「想像に難くない」とあるが、想像という文言が百条委員会の報告書になじむのか。また、「委員会を再び開いても同じ結果」とあるが、委員会を再度開催すべきであったと文言を追加してはどうか。さらに、元総務課長が経審未審査であった点に気付いたのは問題が起こってからであった点について加えたらどうか。最後に町民目線として、報告書まとめ部分の「最終的判断は見た方それぞれが判断」とあるが、百条委員会でなく常任委員会で対応できたと町民が捉えかねないので表現を変更するべき。これに関連して証言の食い違いについても百条委員会はもっと追究するべき。

委員長:最後にある「町民の判断」と記載したのは、百条委員会が責任者を追及する場ではないため。

鈴木 (茂) 委員:委員の個人的意見を反映するのではなく、委員会としてのとりまとめであり簡潔な内容にするべき。

藤田委員:14ページの「処分を科して幕引き」とあるが、議会が承認した点を記載するべき。

吉田(克)委員:証人尋問の会議録が後日公開され、それに基づく報告書であり幹事会としても素案作成は忠実に行ったので、今回示した案のとおりでいいと考える。

藤田委員:さらに修正をする部分について指摘したいが、書類送検された件は町民より告発があっての事であるため正確に記載した方がいい。町の指名要綱で第2項を優先したと記載するべき。

委員長:要綱上の第1項を優先すべきで、第2項を最初から適用した時点で問題であると考えている。

藤田委員:要綱解釈の違いもあるが、第1項を記載するなら適用した第2項も記載するべきと考える。また「永く行政経験のある事務方トップ」とあるが、元総務課長はその職について2~3年であり「永く」との文言はなじまない。次に16ページの無資格だった点を町長のみが知らなかったように記載されているが、実際は元総務課長も問題発覚までは知らなかった点を指摘しないと、町長のみが悪いように捉えられてしまうので「双方とも」などの文言を加えるべき。

鈴木(茂)委員:あくまでここに記載されているのは証人尋問の証言そのままであり、 素案作成の幹事会で加筆した内容ではない。

青砥委員:委員会の主旨として、「官製談合」の部分は報告書案にはあまり触れられていない点を指摘したい。

吉田(広)委員:証人尋問の際にも官製談合に関する質問が少なかったように感じる。 町民は報道で官製談合の有無について興味関心があるわけで、町民もこの報告書を見 ただけでは何も判断できないのでは。

鈴木(茂)委員:官製談合については書類送検された事実で、百条委員会ではその当時の官製談合につながるような入札事務を調査したので、報告書案についても記載のとおりである。

委員長:あくまで幹事会作成の素案は、証人尋問の証言そのままを記載し委員の個人 的意見は加えていない点は了解願いたい。

吉田(広)委員:今の委員長説明からすれば、報告書上「町民からの事件究明の声を重く受け止め」の部分は削除すべきではないか。

小林委員:確かに町民の声は事実であり、百条委員会立ち上げとなったが、司法による捜査が行われているのも事実で、まして委員会立ち上げは議会で賛否が分かれた状況でのスタートであり、報告書案のとおり事実をそのまま記載してはどうか。個人的には素案のとおりで納得する。

吉田(広)委員:司法による捜査中であるため、官製談合については調査しないと報告書に明記すべき。

委員長:ではその文言は素案に加筆する事としたい。その他意見はあるか。

藤田委員:町民に判断を委ねるとするなら、要綱第2項の文言を追加して判断を委ね てほしい。

鈴木(茂)委員:第2項を明記しなかった理由は、今まで第1項適用を当たり前としてきたほどの例外であったため。

藤田委員:やはり第2項の文言は記載するべき。

委員長:さまざまな意見が出たが、委員それぞれの解釈の部分もあると思う。お示し した案に「法令遵守」と「官製談合は調査しない」と文言を付け加えた形で報告書を 決定してよいか。賛成者の挙手を求める。

(挙手多数あり)

委員長:ではそのように報告書として取りまとめる。なお軽微な修正は委員長一任でよいか。

(異議なし)

委員長:そのように取り扱う。その他なにかあるか。

事務局長:証人尋問を含む全ての会議録と、委員会報告書公開はどのタイミングとす

るか。

委員長: 3月定例会閉会後に議会ホームページに公開する事としたい。

委員長:その他質疑が無ければこれで終了する。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

定住促進住宅新築工事事務調査特別委員会 委員長